

令和3年度第1回介護保険運営協議会 質問事項一覧

NO.	資料	頁	委員	ご質問・ご意見	回答
1	1	1	津川委員	1-1認知症対応型共同生活介護（グループホーム）において (1) この表で示されている「待機者」の定義と対応についてご教示ください。 例：申請後どの程度の期間までを待機期間と扱うのか 例：どの程度の人数までは行政として許容範囲なのか	「待機者」に関する明確な定めはなく、一般的には利用者ご家族が入所の申し込みをされて実際に入所されるまでの期間を指します。入所を希望される方は特養なども含め、1人の方が複数の事業所を申し込む場合もあるため延べ人数のお示しとなっております。入所系サービス全般に関わることでありますが、施設整備につきましては、保険料や人材確保等にも影響を及ぼすため、需給動向をみながら今期計画では計54床の整備を行ってまいります。
2	1	2	長谷川委員	P.2 小規模多機能型居宅介護 2-2 サービス種類別利用数 内訳 通所、訪問、宿泊を一本化する本サービス利用度を高めていくことを、本市としては力を入れておられると思いますが、実際には伸びておりません。その理由はどこにあるのですか？ケアマネージャーも一本化することになっていますが、利用者を手放すことの問題なののでしょうか？	当該サービスにつきましては、訪問看護サービスが必要な場合は二つを組み合わせ、看護小規模多機能型居宅介護と似た機能を持つことが可能です。医療ニーズの多寡で両サービスの使い分けを行うこととなりますが、第8期介護保険事業計画中に看護小規模多機能型居宅介護の事業所数および利用者数が増加していることから、それらが影響しているのではないかと考えております。
3	1	2	長谷川委員	P.2 小規模多機能型居宅介護 2-2 サービス種類別利用数 内訳 訪問回数が前年に比べて伸びております。昨年、訪問回数が多い事業者には加算評価することのことで事業者側のニーズなのか、独居高齢者が増えて訪問介護が増えた（利用者側のニーズ）なののでしょうか？	新型コロナウイルス感染症の影響で、通いにおいても利用者を密集させない対応がとられていると同時に、訪問サービスを行い、分散してサービスを提供をしている影響が出ていることも考えられます。 また、訪問回数が多い事業者が算定可能である訪問体制強化加算につきましては、人員要件などその他の要件もございますので、直接的な影響はないとの認識でおります。
4	1	2	川越会長	No.4の事業所が提供した訪問介護は、利用者6名のうち1名のみ32回となっています。3つのサービスが必要だから本サービスに契約しているものと思います。訪問介護を受けた利用者が6名中1名にとどまった理由をお聞かせください。	通所のみを利用者の状況について事業所に確認をしたところ、家族が不在である日時のみ通所利用を希望されている方がいらっしゃり、望むサービス提供が極端に不定期であることから、通所介護では対応が困難となり、地域包括支援センターより相談を受けたケースや、訪問サービスの必要性を事業所が感じている中で家族からの拒否があり、段階を踏んでサービス導入に向けて働きかけを行っているケースなどがあるとのことでした。小規模多機能型居宅介護は複数のサービスを一体的に提供できるだけでなく、曜日や時間帯に縛られず柔軟なサービス提供ができることもメリットであると考えております。
5	1	3	宮本委員	地域密着型サービス利用状況等調査結果 3-1及び3-2看護小規模多機能型居宅介護の表でNO6わいわい豊夢・看護小規模多機能の利用者数及び登録者数の少ない理由は何が原因かお教えてください。	利用者数の状況について事業所に確認をしたところ、職員等も不足なく配置されており、利用の相談についても特段お断りしている状況ではないとのことでしたので、利用を制限している状況ではないことは確認できました。聞き取りをした時点ですでに登録者数は15名と増加しており、今後も利用者を取り巻く状況に応じて必要性を判断した上で受け入れる意向であるとのことでした。

令和3年度第1回介護保険運営協議会 質問事項一覧

NO.	資料	頁	委員	ご質問・ご意見	回答
6	1	3	川越会長	<p>小規模多機能型居宅介護においては、登録者189名のうち40名が圏外からです（約21%）。一方、看護小規模多機能型居宅介護においては、登録者157名のうち87名が圏外から（約55%）であり、圏外利用が多くなっています。圏域外の被保険者が利用する場合に事業所は、その概要を事前に介護保険課に相談し確認を受けてから申請を行うことになっていますが、看護小規模多機能型居宅介護における圏域外の被保険者が利用する際の概要をお聞かせください。看護小規模多機能型居宅介護に適した利用者とは一般的に医療的ケアが必要な者とされていますが、そのような者が圏域内のみでは少ないからでしょうか。</p>	<p>申請の内容をみますと、主に入院先から事業所へ相談があるケースがほとんどであることから、医療ニーズについては十分検討の上、相談があるものとの認識しております。</p> <p>事業所が所在する日常生活圏域以外に住民票のある利用者を受け入れる場合に申請が必要となることから、当該サービスが未整備の地域に居住している場合も申請が必要となります。その他申請がある理由と致しましては、入院前に同一法人の在宅サービスを利用していたことから継続したサービス利用をご本人等が希望される場合、また、集中的なりハビリが必要との見立てから、リハ職が充実している事業所によるサービスを希望されたケースもみられました。</p>
7	1	3	川越会長	<p>No.4の事業所の介護保険訪問看護提供実績は、利用者24名中21名に対して20回となっています。一般の訪問看護サービスの提供頻度（週1～5回）との比較はもちろん、昨年同時期の同事業所のデータと比較しても半減しているようです（利用者22名中21名に対して42回、つまり一人平均2回）。どのような医療ニーズをアセスメントし、どのような計画のもとに訪問看護を提供しているのか、半減した理由を含め、ご確認ください。</p> <p>* 上記引用のうち、21名に対して20回というデータは間違いではないかと思えます。あわせてご確認ください。</p>	<p>訪問看護の提供回数は、委員ご指摘のとおり21名に対し、21回に訂正させていただきます。</p> <p>事業所に確認をしたところ、現状介護保険での訪問看護の利用者の多くが週の半分程度通い利用されていることから、頻回の医療ケアは主に通いにて実施し、自宅での状況確認も含め、訪問看護を月1回提供しているケースが多くはあるものの、意図的に1人あたりの回数を制限しているものではないとのことでした。実際昨年同時期の医療保険での訪問看護を比較すると回数は増加していることから、報告時点での登録者の状況に合わせて必要量のサービス量を判断の上、提供をされているとのことでした。</p>
8	1	3	手島委員	<p>3-1 看護小規模多機能型居宅介護 表中、「空き数」について 6、わいわい豊夢16 8、多機能しまむら23 と、大きく空いています。 せっかくの機能を生かすために、手立てはどう考えましょうか？</p>	<p>利用者数の状況について事業所に確認をしたところ、利用を制限している状況ではないことを確認しております。引き続き当該サービス利用の必要性を判断した上で受け入れをされていく意向とのことでした。</p> <p>市と致しましても、住み慣れた地域で暮らし続けたいと望まれる方に向けた環境づくりの1つとして、地域密着型サービスの整備を行っており、本市は県内でも高い割合で整備されている状況です。今後も必要な方が必要とされるサービスを継続して受けて頂ける様、需給バランスをみながら整備を行ってまいりたいと考えております。</p>
9	1	5	川越会長	<p>No.5とNo.6の事業者が提供した訪問看護の実績はそれぞれ0名に対して0回（利用者数9名）、3名に対して12回（利用者数47名）と極めて少ないようです。定期巡回や随時対応を必要とする方が対象であることを鑑みると、担当の介護支援専門員と訪問介護を提供する介護職員だけが医療ニーズについて把握、アセスメントするのではなく、低頻度であっても定期的に医療職が関与する形が望ましいと考えます。介護支援専門員の大半が非医療職である現状を踏まえて、事業所の方針や市としての考えをお聞かせください。</p>	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準において、計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は計画の作成に際し、必要な指導及び管理を行うとともに、利用者又はその家族に対し計画の説明を行う際には必要な協力をしなければならないこと、また、概ね月1回のアセスメント及びモニタリングは看護職員が自宅を訪問した上で行うことと定められております。そのため、訪問看護の実績がない場合であっても看護職員による見立てがされる状況となっており、医療的ケアの必要性については都度検討されているものとの認識でおります。</p>

令和3年度第1回介護保険運営協議会 質問事項一覧

NO.	資料	頁	委員	ご質問・ご意見	回答
10	1	5	川越会長	○定期巡回・随時対応型の利用者89名について、通所系サービスや短期入所系サービスの利用による減算がどの程度発生しているのかをご確認ください。登録利用者の中には、通所や短期入所などのニーズを有する方、新たに発生する方もおられるものと思います。減算の状況を把握することによって、必要に応じて適切なサービス提供がなされていることを推し量ることができると思います。	令和3年2月サービス提供分における減算対象者は89名中52名、延べ回数は761回となっております。
11	1	7	手島委員	地域密着型サービス事業者等への指導・監査状況 書面での確認事項について、具体的に教えてください。	実地指導は条例に定める基準に沿ってサービスを実施しているか、加算等の要件を満たしているか等の確認を行うものですが、市内の感染状況に応じて一部の事業所は書面で実施しました。現状は感染防止対策を行った上で、訪問にて実施しております。 事業所に赴いて作成されている書類を確認するか、提出用に複写をいただくか手法が異なりますが、確認内容は同一です。
12	2	1,2,3 (別表)	宮本委員	「介護分野の文章に係る負担軽減に関する専門員会」中間とりまとめを踏まえた本市の対応について 表の新で17事業に係る資産の状況がないようですが、資産状況は経営面を見るうえで重要な指標であり利用者にとっても必要な要件だと思いますが、なぜなくしたのでしょうか。	事業者より事業所指定の申請があった場合には、省令・条例で定める基準を満たしているかについて確認し、その諾否を通知することとなっております。委員ご指摘のとおり、資産状況等の確認は継続した事業運営を行う上で必要な要件であるとの認識でありますが、基準上の規定がないことから、この度の自治体間での標準化および簡素化への取り組みにおいて、資産状況に関する書面の提出は不要と致しました。今後も国の方針に沿って実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願い致します。
13	2	1	久松委員	書類の簡素化は良いことだと思います。ただ、協議会に諮らなくても、自助努力で行うのは難しいですか。	地域密着型サービス事業所の指定につきましては、介護保険法において「あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされていることから、本協議会にてご審議頂いているものでございますので、ご了承ください。
14	2	3	手島委員	文書軽減についての、本市対応について 提出書類の削減は、主旨了解いたします。 ①書類一覧について、「1～38」の各書類は、基本的に作成が継続され、「更新」の場合提出を削減する、と理解してよろしいでしょうか？ ②「新規」の場合は、現行提出対象のものは、現行通り提出が必要と思います。 ③「更新」時は提出不要とするにしても、これらは重要書類であることに変わりありません。今後は、事業所備え付けとし、「指導・監査」の1対象項目として、その確認をしていく必要があると考えます。	提出書類の削減につきましては、自治体間での標準化および簡素化への取り組みとして、新規申請についても行います。提出書類につきましては、項目に「○」、および「○(新)」とされているものとなります。 厚生労働省提示の書面に加え、基準および加算取得要件の確認を目的として本市の指定申請関連文書について精査を行い、基準上の規定がないものについては、国の方針に従い、提出は不要と致しました。ご理解のほどお願い致します。

令和3年度第1回介護保険運営協議会 質問事項一覧

NO.	資料	頁	委員	ご質問・ご意見	回答
15	2	7	津川委員	<p>当該報告票に以前は記載されていた「開設者概要」が、今回は削除されている理由についてご教示ください。</p> <p>(法人概要、市内事業所総数、業績など)</p>	<p>厚生労働省社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門員会」において、指定申請関連文書、指導監査関連文書等における自治体間での標準化および簡素化への取り組みとして、厚生労働省から標準書式や実地指導等に関する運用指針が示されました。また、実際に今期計画を策定するにあたり実施したアンケートでも、市に望むこととして「事務手続きの簡略化」が事業所・施設管理者で43.4%、介護従事者で25.3%との結果が出ております。</p> <p>これらのことを鑑み、本市の指定申請関連文書について精査を行ったところ、国から提示された内容だけでは基準および加算取得要件の確認が困難であると判断し、それらの確認書類を加えたものが3ページにお示しした内容となっております。開設者概要に記載されている内容については基準上の規定がないことから、提出は不要と致しました。今後も国の方針に沿って実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い致します。</p>
16	2	7	手島委員	<p>新規指定審査報告票No.1 愛の家デイサービス松戸小金原について</p> <p>1、本票は、ほぼ現行通りですが、  協力医療機関との連携、協力施設の2項目 削除  加算体制は、従来の7項目から13項目へ増加  【開設者概要】の添付がありません。  事業主体の内容が分からなくて、当該事業所の内容では、指定して良いか、の判断ができないと思います。従来と同じく、事業主体の概要を添付していただきますようお願いいたします。(P. 10 多機能かえりえ河原塚も同じです)</p> <p>2、当事業所は、利用者3名の予定です。人員配置について、9名、常勤換算5.2名とあります。配置人員が過大のように思われますので、確認をお願いします。</p>	<p>1. 重複となってしまいますが、厚生労働省からの標準書式や実地指導等に関する運用指針が示されたことと合わせ、次期計画に向けた事業所向けアンケートの結果を受け、本市の指定申請関連文書について精査を行い、開設者概要に記載されている内容については基準上の規定がないことから、提出は不要と致しました。今後も国の方針に沿って実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い致します。</p> <p>2. 7ページ記載のとおり、当該事業所は愛の家グループホーム松戸小金原との共用型認知症対応型通所介護であり、認知症対応型共同生活介護の居間兼食堂にて、入居者と一体的にサービス提供を行うものとなっております。人員につきましても入居者と合算した人数に対する配置となるため、記載の人員となります。</p>